

私は、ただいま議題となっています
意見書案第8号 オンライン本会議の実現に向けた地方自治法の改正を求める意見書
に対する賛成討論を行います。

私たち大津市議会は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の下で、議会の権能を發揮するために、発達してきたデジタル技術を活用することを一つの手段として検討を重ねてきました。「オンライン委員会」に続いて「オンライン質問」については、感染症の蔓延時期のみならず、育児や介護など事情により参集が困難な場合においても、審査に参加したり質問が可能になるという運営や機器などの設備も含めた検討、課題整理を行い、実際の試行を踏まえて条例改正、実施体制の整備にこぎ着けました。このことが議会にとっての活性化や議会改革の前進につながっていると認識するものです。

しかしながら、本意見書で国に求めている本会議へのオンライン出席が議事全般において可能になるよう地方自治法を改正することについて、さまざまな課題があることを私たち議員が再認識する必要があると思います。

最も重要なことは、憲法との関係です。憲法56条には国会の「両議院は、それぞれその総議員数の3分の1以上の出席がなければ、議事を開き議決をすることができない」とあります。これはルールであり、解釈で変えられるものではありません。国会での参考人質疑の中では、この規定の意味について、これは合議体である本会議に権限を与えるにあたって、少数者を保護し、権力の乱用を防止するための重要な規定だと指摘されています。つまりこの規定により、議員が議場に直接集合し、相互に確認できることを前提に本会議の成立要件を定め、権限を与えているということです。本当にすべての議員が出席し、議決権を行使したのかなど、オンラインによる出席をどのように確認するのか、確認が曖昧になれば、採決で1票、2票が問題となった際に、多数者の権力乱用につながりかねないという問題があります。またどのような場合にオンラインを認めるのか、本物そっくりの映像を作り出せる技術の進歩の中での本人確認や、ハッキングなどセキュリティ面の混乱というような技術的な対応の問題もあります。

議会の機能麻痺を生じさせない、住民ニーズへの迅速な対応ということからはオンラインは便利であることは事実ですが、先に述べましたような諸課題があり、議会が果たす役割が重要であるからこそ、総務省も慎重な検討を求めているように、拙速な実現にこだわらず、国民的なコンセンサスを踏まえることを指摘して、本意見書案への賛成討論とします。